



# 島根県報

平成18年4月11日 (火)  
第1,767号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

告示	
字の区域の廃止	(市町村課) 1
土地改良区の合併の認可	(農村整備課) 1
公告	
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 定	(経営支援課) 2
島根県水防情報システムの開発及び運用業務の事業予定者の決定のための提案競 技の実施	(河川課) 2
正誤	
平成18年1月31日付け島根県報第1,747号中	(農畜産振興課) 7

## 告 示

### 島根県告示第498号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、平成18年4月11日から生ずる。

平成18年4月11日

島根県知事 澄田信義

### 津和野町において字を廃止する区域

大字	廃止する字
富田	富田の区域内のすべての字
商人	商人の区域内のすべての字
溪村	溪村の区域内のすべての字

### 島根県告示第499号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定に基づき、安来市土地改良区、能義郡広瀬町土地改良区及び能義郡伯太町土地改良区の合併について平成18年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年4月11日

島根県知事 澄田信義

- 合併により設立する土地改良区  
安来市土地改良区

- 2 合併により解散した土地改良区
  - 安来市土地改良区
  - 能義郡広瀬町土地改良区
  - 能義郡伯太町土地改良区

---

公 告

---

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成18年4月11日

島根県知事 澄 田 信 義

番号	名 称	住 所	指 定期 間
18 - 1	株式会社雲南ショッピングセンター	島根県雲南市三刀屋町三刀屋73番地 5	平成18年3月20日～ 平成19年3月19日

島根県水防情報システムの開発及び運用業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成18年4月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
  - 島根県水防情報システムの開発及び運用業務
- (2) 概要
  - 島根県水防情報システム開発業務 1式
  - 島根県水防情報システム運用業務 1式
- (3) 仕様
  - 「島根県水防情報システムの開発及び運用業務に係る基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 開発費 450,000,000円
  - 運用費 150,000,000円（年間 30,000,000円）
  - 合 計 600,000,000円

2 納入期限及び運用業務期間

- (1) 島根県水防情報システム開発業務
  - 納入期限 平成21年3月31日
- (2) 島根県水防情報システム運用業務
  - 運用業務期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。
- ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証取得者であること。
- ケ 実質的営業年数が10年以上であること。
- コ 国、都道府県又は平成12年国勢調査による人口が15万人以上の市における水防に関する類似のシステムの開発業務を平成 8 年 4 月 1 日以降受注した実績を有する者であること。ただし、導入した後、平成18年 4 月 1 日現在で、稼働が終了しているシステムは除く。
- サ 上記コにおいて受注し、開発したシステムに関するプログラム改訂又は保守・維持管理等の運用業務を平成 8 年 4 月 1 日以降受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- ㊦ 目的
- ㊧ 企業体の名称
- ㊨ 構成員の住所及び名称
- ㊩ 代表者の名称
- ㊪ 代表者の権限
- ㊫ 構成員の出資の割合
- ㊬ 構成員の責任
- ㊭ 取引金融機関
- ㊮ 決算
- ㊯ 利益金の配当の割合
- ㊰ 欠損金の負担の割合
- ㊱ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ㊲ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ㊳ 解散後の瑕疵担保責任
- ㊴ その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員のすべてが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも 1 社は、(1)のク、ケ、コ及びサに該当すること。

オ 共同企業体の代表構成員は、実質的営業年数が10年以上であること。

カ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成18年 4月11日（火）から平成18年 5月22日（月）

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

## イ 配布場所

島根県土木部河川課(担当:島田、榊原)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(直通)0852-22-5529

ファックス 0852-22-5681

電子メール kasen@pref.shimane.lg.jp

## (2) 提案競技説明会

## ア 日時

平成18年4月18日(火)14時00分から

## イ 場所

島根県職員会館 健康教育室

〒690-0873 島根県松江市内中原町52番地

## 5 提案競技参加資格確認手続に関する事項

## (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認めたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

## ア 提案競技参加資格確認申請書

## イ 会社概要書又は経歴書(共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書)

## ウ 登記事項証明書又は身分証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての登記事項証明書又は身分証明書)

## エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての証明書)

## オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての納税証明書)

## カ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し

## キ 水防に関する類似のシステムの開発業務及び運用業務の受注実績

## ク 共同企業体協定書(共同企業体の場合のみ)

## (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出部数

5(1)のアからクまでを各1部提出すること。

## ウ 提出期限

5(1)の書類について、平成18年5月16日(火)午後5時までに提出すること。また郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

## エ 提出先

4(1)のイに同じ。

## 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成18年5月23日付けで、郵送にて通知する。

## 7 提案競技に係る質疑について

- (1) 質問は、期限までに質疑票により提出すること。(ファクシミリ又は電子メールによる質疑票の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話を担当者あてにすること。)

- (2) 提出先は、4(1)のイと同じとする。
- (3) 提出期限は、平成18年 4 月25日(火)午後 5 時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成18年 5 月 9 日(火)までにファクシミリ又は電子メールにより通知する。

#### 8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、提案競技実施要領に定めるところにより、提案書を提出すること。

#### 9 選定方法

##### (1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県水防情報システム調達に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、厳正な評価及び選定を行う。

##### ㊦ 第 1 次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内であり、かつ、仕様書に規定している業務機能の必須項目をすべて満たしている提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

##### ㊧ 第 2 次審査

第 1 次審査で選定された提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

##### (2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、提案競技実施要領に定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価基準(評価項目)は次のとおりとする。

㊦ システム開発及び機能要件に関する項目

㊧ システム運用要件に関する項目

㊨ システム機器及び設備に関する項目

㊩ 費用に関する項目

##### (3) 選定結果の通知

第 1 次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第 2 次審査の選定結果については、次のアからエに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第 1 次審査において選定された提案者に対しては、第 2 次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

##### (4) 審査経過については公表しない。また選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (7) 提案協議参加資格のあることを確認された者であっても、提案書の提出期限の日の翌日から第 2 次審査の時点まで  
に島根県が実施する入札について入札参加の資格制限、又は指名停止を受けたとき。

## 11 契約

## (1) 契約の相手方

審査委員会が特定した者（以下「契約予定者」という。）と「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第 1 項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 第 2 次審査選定後、選定を受けた者が契約締結までの間に、島根県が実施する入札について入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約をしない。
- (8) その他詳細は、提案競技実施要領による。

## 13 提案競技に関する問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地  
島根県土木部河川課 担当：島田、榊原  
電話（直通）0852 - 22 - 5529  
ファックス 0852 - 22 - 5681  
電子メール kasen@pref.shimane.lg.jp

## 14 Summary

## (1) Service Required:

To supply a system service that utilizes application management and conservation, together with development of a program based on well-known facts that quickly and accurately gathers, processes and communicates information about disasters in Shimane Prefecture such as floods to the public.

## (2) Presentation Deadline for Proposal Document:

A proposal briefing meeting will be held to match the required services.

Date and Time of Proposal Matching Meeting:

18 April 2006, 2:00 p.m.

Shimane Prefectural SHOKUINKAIKAN

52 Uchinakabara-cho

Matsue City  
Shimane Prefecture  
690-0873 JAPAN

(3) For further details, please contact:

Shimane Prefecture River Division  
1 Tonomachi Matsue City  
Shimane Prefecture  
690-8501 JAPAN  
TEL : +81-852-22-5529

---

正 誤

---

平成18年1月31日付け島根県報第1,747号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から16	16日	12日

